

県立高等学校特別教室空調設備賃貸借事業 公募説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	項目	質問	回答
1	全般			本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。	不可抗力による供用開始の遅延等についてはペナルティとせず、対応は協議の上決定とします。
2	全般			本件賃貸借契約は長期継続契約でしょうか、債務負担行為でしょうか。	債務負担行為です。
3	全般			本件が長期継続契約に該当する場合で、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、残賃借料の貴県ご負担について協議を頂くことは可能でしょうか。	債務負担行為です。
4	全般			予算削減等の影響により、過去、実際にご契約を解約又は変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	調査可能な範囲ではありません。
5	全般			事業契約書（案）の雛形がございましたらご開示願います。	後日、開示します。
6	全般			入札・契約保証金は免除いただけますでしょうか。	入札保証金、契約保証金は免除とします。 ただし、別途示す契約書（案）により履行保証保険に加入してください。
7	公募説明書	P15	第6-6	動産総合保険付保との条件指定がございましたが、保険の付保範囲は、残賃借料を上限とする時価ベースの保険とさせて頂いても問題ございませんでしょうか。	条件指定や付保範囲の指定はありません。
8	公募説明書	P15	第6-6	本件、物件に対しては動産総合保険（時価保険）の付保を予定しておりますが、万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃借料金については別途協議するという事で宜しいでしょうか。	不可抗力により損害が生じた場合は事業者の負担により損害を回復するとします。
9	公募説明書	P15	第6-6	要求水準書第1の9にて事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害については原因の如何にかかわらず全て事業者が責任を負うとの記載がございましたが、同損害が天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力に起因する場合につきましては、損害費用負担の取り扱いにつきまして、別途協議を頂く事は可能でしょうか。	不可抗力により損害が生じた場合は事業者の負担により損害を回復するとします。

No	資料名	頁	項目	質問	回答
10	公募説明書	P2	第1の4(2)④オ	フロン法上の管理者は貴県との認識でよろしいでしょうか。	リース期間中の空調設備の所有者及び管理者は事業者となります。
11	公募説明書	P2	第1の4(2)⑤	リース期間満了後は貴県への整備対象設備の所有権移転とのご指定がございますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。	左記の認識でよろしいです。
12	公募説明書	P2	第1の4(2)⑥	リース期間中に対象校の統廃合等により空調設備が廃棄となった場合、当該時点で廃棄対象となった空調設備の残期間の残賃借料が存在する場合、残賃借料のご負担について貴県にご精算を願えますでしょうか。	廃棄となった整備対象設備における設計・施工に係るサービス対価の残額について協議の上支払います。
13	公募説明書	P2, 12	第1の4(2)⑦第4の3	受変電設備の所有者は貴県でよろしいでしょうか。	受変電設備及びガス供給設備等の本事業により整備した設備と既存設備との切り分けが難しいものについては協議の上決定する。 県の所有となる場合は、本事業により整備した設備の扱いは他の整備対象設備に準じます。
14	公募説明書	P2, 12	第1の4(2)⑦第4の3	公募説明書第1の4(2)⑦において、受変電設備、幹線設備及びガス設備の改修費用は契約金額に含むとの記載の一方で、同第4の3では受変電設備全体、トランス及び受変電盤の更新、追加及び改造に関する費用とガス供給設備の新設、追加及び改造に関する費用は含まれていないとの記載となっています。従って、現在使用している設備の改修等の費用は本事業に含めるという理解でよろしいでしょうか。	本事業に必要な受変電設備、幹線設備及びガス設備の改修工事及び費用は契約金額に含み、本事業内で実施とします。しかし、提案書提出時までに全対象校の設備に対して調査及び費用の算出が困難であると考えられるため、提案額には含まず、優先交渉者決定後の調査・協議の上費用を算出し契約額を決定します。
15	公募説明書	P2, 12	第1の4(2)⑦第4の3	公募説明書第1の4(2)⑦において、受変電設備、幹線設備及びガス設備の改修費用は契約金額に含むとの記載の一方で、同第4の3では受変電設備全体、トランス及び受変電盤の更新、追加及び改造に関する費用とガス供給設備の新設、追加及び改造に関する費用は含まれていないとの記載となっています。従って、現在使用している設備の更新、追加、改造、新設等の費用は本事業に含めない（貴県の費用負担）という理解でよろしいでしょうか。併せて、改修と改造の違い（基準）をご教授いただければ幸いです。	本事業に必要な受変電設備、幹線設備及びガス設備の改修工事及び費用は契約金額に含み、本事業内で実施とします。しかし、提案書提出時までに全対象校の設備に対して調査及び費用の算出が困難であると考えられるため、提案額には含まず、優先交渉者決定後の調査・協議の上費用を算出し契約額を決定します。 改修は更新、追加及び改造を総称して使用しています。
16	公募説明書	P14～15	第6の5	本事業の提案を行うにあたって電気設備の整備は受変電設備の全体及び変圧器等の入替は生じないものとして提案を行う。但し、本事業で設置する空調設備等に用いるため受変電設備内に開閉器等を設置する作業（盤内に追加設置可能であると想定）及び空調機までの幹線敷設については提案及び提案価格に含め、受変電設備の改造は提案に含めないとの記載となっています。本内容は質問13、14の理解でよろしいでしょうか。	受変電設備の全体及び変圧器等の入替の要否、受変電設備内に開閉器が設置可能であるか等を優先交渉者決定後、調査いただき提案内容に加え受変電設備の改修等が不要である場合は提案価格から変更なく施工を行うこととなります。 優先交渉者決定後の調査・協議の結果、受変電設備の改修等が必要となる場合は協議内容を反映した金額で契約を結び改修等作業を事業に追加して契約を行い、事業に含みます。
17	要求水準書	P10～11	第2の3(3)	本事業に必要なガス、電気エネルギーについて、既存のガス設備、電気設備の容量が不足する場合はガス設備及び受変電設備の増設等を行い、十分なガス供給及び電力供給を確保との記載となっております。本内容は「増設等」との記載となっておりますので、当該費用は本事業には含めない（貴県の費用負担）という理解でよろしいでしょうか。	上記内容と同様、事業には含まれますが、提案時には不足しないこととし、提案金額等を算定してください。

No	資料名	頁	項目	質問	回答
18	公募説明書	P5	第2の1(1)⑩	過去10か年度（平成25年度～令和4年度まで）、国又は地方公共団体等が発注した契約期間10年以上の空調設備賃貸借契約を締結し、賃貸借期間内もしくは賃貸借期間を終了した実績があるものとの記載がございます。件数、金額等の基準はございますでしょうか	件数、金額等の基準は設定していません。
19	公募説明書	P16	第7の3	契約金額は、優先交渉者決定後の協議した金額に、当該金額の設計・施工等に係る費用を貴県が分割して支払うことに伴う割賦手数料を除いた部分に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額と記載がございますが、本件は賃貸借契約のため、以下計算式と認識しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。 (計算式) 協議により決定した金額×消費税及び地方消費税相当額	左記の計算式の認識で問題ありません。
20	要求水準書	P4	第1の9	リース会社を代表企業とした入札を検討しております。下請業者等への業務の委託又は請負については、全て事業者の責任において行うこと、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害については原因の如何にかかわらず全て事業者が責任を負うとの記載があります。本件、事業者間で「『法的に可能な範囲』において連帯責任を負う」ことでよろしいでしょうか。 有資格者しか出来ない業務等、法的に許容されない業務の連帯を行う事は出来ず、ご了解頂きたいと存じます。	有資格者が行う業務等については使用者責任を含め責任者を明確にし業務を行うこととします。
21	公募説明書	P1	第1の4	本事業の3業務の内、1業務のみ参加、もしくは3業務全てに参加など選べるのでしょうか。	1地域だけに参加でも3地域全てに参加でも可能です。
22	公募説明書	P7	第3の2	現地見学、プレゼンテーションの参加人数は何名まで可能でしょうか。	現地見学及びプレゼンテーション審査の詳細については別途通知予定です。 現地見学は学校運営上、1グループ5名程度の少人数を考えています。
23	公募説明書	P9	第4 1の(4)	施工担当者、工事監理者、維持管理担当配置予定者調書を提出するとありますが、現状は予定者で、契約時までに変更することは可能でしょうか。	同等の資格・経験を有するものへの変更は可能とします。ただし、提案等に特記している場合の変更は不可とします。
24	公募説明書	P4-5	第2-1- (1)	グループの構成として、「A」・「B」の場合がありますが、「A」の場合において、「代表企業」が⑨、⑩の要件を満たさない場合、賃貸借契約は群馬県様と「構成企業1」との間で締結すると考えてよろしいでしょうか。	契約についてはグループ構成員全社と県との間で締結します。